



|    |                       | 民事訴訟   | 人事訴訟  | 非訟事件第1編  | 借地非訟   | 労働審判   | 家事審判  | 家事調停   | 民事調停  | 会社非訟                       |
|----|-----------------------|--|---|--|--|--|---|--|---|----------------------------|
| 9  | 選定当事者                 | 規定あり(民訴法第30条)。   | 民事訴訟法の適用。                                     | 規定なし。  | 規定なし。  | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。  | 一般的規定なし。なお、公害等調停につき代表当事者の規定あり(民調規第37条)。                   | 規定なし。                      |
| 10 | 任意代理人の資格              | 地裁では弁護士代理。簡裁では許可代理(民訴法第54条)。   | 民事訴訟法の適用(弁護士代理)。                              | 訴訟能力者であれば代理人になれる(非訟法第6条第1項)。ただし、弁護士でない代理業者に退斥命令可(非訟法第6条第2項)。 | 地裁では弁護士代理。簡裁では許可代理(借地非訟規第5条)。                                      | 弁護士代理。ただし、当事者の権利利益の保護及び労働審判手続の円滑な進行のために必要かつ相当と認めるときは、裁判所の許可で弁護士でない者を代理人とすることができる(労審法第4条第1項)。 | 非訟事件手続法の準用(家審法第7条)。   | 非訟事件手続法の準用(家審法第7条)。  | 非訟事件手続法の準用(民調法第22条)。                                      | 非訟事件手続法の適用。                |
| 11 | 本人の出頭                 | 規定なし。  | 規定あり(人訴法第21条第1項)。                             | 規定あり(非訟法第6条第1項ただし書)。   | 規定なし(非訟法の準用除外(借地借家法第42条第1項))。                                      | 規定なし(非訟法の準用除外(労審法第29条))。   | 事件の関係人は自ら出頭する義務あり(家審規第5条第1項)。   | 事件の関係人は自ら出頭する義務あり(家審規第5条第1項)。  | 調停委員会の呼出しを受けた当事者は自ら出頭する義務あり(民調規第8条第1項)。                   | 非訟事件手続法の適用。                |
| 12 | 任意代理人の陳述の当事者による更正     | 規定あり(民訴法第57条)  | 民事訴訟法の適用。                                     | 規定なし。  | 規定なし。  | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。                      |
| 13 | 代理権消滅通知               | 規定あり(民訴法第36条第1項, 59条)  | 民事訴訟法の適用。                                     | 規定なし。  | 規定なし。  | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。                      |
| 14 | 任意参加と強制参加             | 任意参加(民訴法第42, 47, 51, 52条)と訴訟引受け(民訴法第50, 51条)あり。                      | 民事訴訟法の適用。検察官被告事件において、職権による強制参加あり(人訴法第15条第1項)。 | 規定なし。  | 当事者となる資格のある者につき権利参加、申立てによる強制参加あり(借地非訟規第7条第1, 2項)。                  | 労働審判手続の結果に利害関係を有する者につき任意参加(労働審判委員会の許可が必要)、職権による強制参加(労審法第29条, 民調法第11条)あり。                     | 審判の結果について利害関係を有する者につき任意参加(家庭裁判所の許可が必要)(家審規第14条)、職権による強制参加(家審法第12条)あり。             | 調停の結果について利害関係を有する者につき任意参加(家庭裁判所の許可が必要)(家審規第131条)、職権による強制参加(家審法第20条)あり。             | 調停の結果に利害関係を有する者につき任意参加(調停委員会の許可が必要)、職権による強制参加あり(民調法第11条)。 | 規定なし。                      |
| 15 | 参加に際しての意見聴取等の要否       | 訴訟引受けの場合に、当事者及び第三者の審尋の必要あり(民訴法第50条第2項)。補助参加につき当事者に異議権あり(民訴法第44条第1項)。 | 強制参加の場合に、当事者及び利害関係人の意見聴取の必要あり(人訴法第15条第2項)。    | 規定なし。  | 規定なし。  | 参加の許可及び強制参加の場合に、当事者の意見聴取の必要あり(労審規第24条)。  | 規定なし。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。                      |
| 16 | 参加についての裁判に対する不服申立ての可否 | 参加を認める裁判及び参加を許さない裁判に対し即時抗告可(民訴法第44条第3項)。                             | 民事訴訟法の適用。                                     | 規定なし。  | 任意参加の申出、強制参加の申立てを却下する裁判に対し即時抗告可(借地借家法第48条, 借地非訟規第7条第5項)。           | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。                      |
| 17 | 脱退制度の有無               | 相手方の承諾を得て脱退可(民訴法第48条)。   | 民事訴訟法の適用。                                     | 規定なし。  | 相手方の承諾を得て脱退可(借地非訟規第7条第6項)。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。                      |
| 18 | 中断・受継                 | 中断、受継について規定あり(民訴法第124条から第129条まで, 第132条)。                             | 民事訴訟法の適用。人訴法第26条, 第42条第2, 3項に特則あり。            | 規定なし。  | 法令により手続を続行する資格のある者は、受継の申立て可。裁判所は、その続行資格のある者に手続を受継させること可。(借地非訟規第8条) | 規定なし。  | 法令により申立てをする資格のある者は、手続受継の申立て可。家庭裁判所は、必要があると認めるときは、その申立資格のある者に手続を受継させること可。(家審規第15条) | 法令により申立てをする資格のある者は、手続受継の申立て可。家庭裁判所は、必要があると認めるときは、その申立資格のある者に手続を受継させること可。(家審規第131条) | 規定なし。   | 規定なし。                      |
| 19 | 本案事件(調停事件)の申立方法       | 訴状の提出のみ(民訴法第133条第1項)。簡裁では口頭での訴え提起可(民訴法第271条)。                        | 民事訴訟法の適用。                                     | 書面又は口頭による申立て(非訟法第8条)。  | 書面による申立てのみ(借地非訟規第17条第1項)。  | 書面による申立てのみ(労審法第5条第2項)。   | 書面又は口頭による申立て(家審規第3条第1項)。  | 書面又は口頭による申立て(家審規第3条第1項)。   | 書面又は口頭による申立て(民調規第3条第1項)。                                  | 原則として、書面による申立てのみ(会社非訟規第1条) |

|    | 民事訴訟                | 人事訴訟   | 非訟事件第1編   | 借地非訟                           | 労働審判   | 家事審判  | 家事調停                          | 民事調停                            | 会社非訟  |                    |
|----|---------------------|--|---|--------------------------------|--|---|-------------------------------|---------------------------------|---|--------------------|
| 20 | 本案事件の申立書審査権限と申立書の却下 | 訴状記載事項の不備、手数料不納付の場合、裁判長が原告に補正命令、不遵守なら訴状却下命令(民訴法第137条)。                       | 民事訴訟法の適用。   | 規定なし。                          | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。                         | 規定なし。                           | 規定なし。   |                    |
| 21 | 不適法な申立ての却下          | 訴えが不適法で補正不能であれば、口頭弁論を経ないで、訴え却下判決可(民訴法第140条)。                                 | 民事訴訟法の適用。   | 規定なし。                          | 申立てが明らかに不適法で補正不能であれば、当事者の陳述をきかないで、直ちに却下可(借地非訟規第18条)。   | 労働審判手続の申立てが不適法であると認めるときは、申立て却下決定(労審法第6条)。                       | 規定なし。                         | 規定なし。                           | 申立てが明らかに不適法で補正不能であれば、陳述の聴取をしないで、直ちに却下可(会社非訟規第7条)。           |                    |
| 22 | 申立ての変更              | 請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結まで、請求又は請求の原因の変更可(民訴法第143条第1項本文)。                        | 第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るまで請求又は請求の原因の変更可(人訴法第18条)。                                  | 規定なし。                          | 規定なし。  | 申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由の変更可(労審規第26条第1項)。                      | 規定なし。                         | 規定なし。                           | 規定なし。   |                    |
| 23 | 申立ての取下げ             | 判決が確定するまで可。ただし、相手方の準備書面提出後等は同意が必要(民訴法第261条)。終局判決後の取下げには再訴禁止効あり(民訴法第262条第2項)。 | 民事訴訟法の適用(再訴禁止効については争いあり)。   | 規定なし。                          | 土地賃借権の譲渡又は転貸の許可の申立て等の取下げについては、借地権設定者が自ら建物及び賃借権の譲渡等を受けることを命ずる裁判後は、当事者の合意が必要(借地借家法第19条第5、7項、20条第2、5項)。 | 手続規定あるが取下げに制限なし(労審規第11条)。                                       | 規定なし。                         | 規定なし。                           | 一般的規定なし。特別清算開始の申立ては開始命令前に限り取下げ可。中止命令等の後は裁判所の許可必要(会社法第513条)。 |                    |
| 24 | 事件係属の通知             | 訴状は被告に送達(民訴法第138条第1項)。   | 民事訴訟法の適用。利害関係人に対する訴訟係属の通知の特別規定あり(人訴法第28条、人訴規第16条)。                            | 規定なし。                          | 申立てが明らかに不適法で補正不能であるときを除き、申立書の副本を相手方に送達(借地非訟規第19条)。   | 裁判所は、労働審判手続の申立てが不適法であると認め、申立てを却下する場合を除き、申立書の写しを相手方に送付(労審規第10条)。 | 一般的規定なし。個別規定あり(家審規第119条の3)。   | 規定なし。                           | 規定なし。   |                    |
| 25 | 保全的措置               | 民事保全法。本案係属は不要。   | 民事保全法。本案係属は不要。  | 規定なし。                          | 規定なし。  | 調停又は労働審判前の措置(労審法第29条、民調法第12条)                                   | 審判前の保全処分。本案係属が要件。(家審法第15条の3)  | 調停前の処分。調停係属が要件。(家審規第133条)       | 調停前の措置。調停係属が要件(民調法第12条)。                                    | 個別規定あり(会社法第825条等)。 |
| 26 | 手続の公開・非公開の規定        | 原則公開。  | 民事訴訟法の適用。ただし、公開停止の特別規定あり(人訴法第22条)。事実の調査は非公開であるが、相当と認める者の傍聴を許すこと可(人訴法第33条第5項)。 | 非公開。相当と認める者の傍聴を許すこと可(非訟法第13条)。 | 非訟事件手続法の準用(借地借家法第42条第1項)。  | 非公開。相当と認める者の傍聴を許すこと可。(労審法第16条)                                  | 非公開。相当と認める者の傍聴を許すこと可。(家審規第6条) | 非公開。相当と認める者の傍聴を許すこと可。(家審規第137条) | 非公開。相当と認める者の傍聴を許すこと可。(民調規第10条)                              | 非訟事件手続法の適用。        |
| 27 | 弁論主義又は職権探知主義        | 弁論主義   | 職権探知主義(人訴法第19、20条)。   | 職権探知主義(非訟法第11条)                | 職権探知主義(借地借家法第46条第1項)。  | 職権探知主義(労審法第17条第1項)。   | 職権探知主義(家審規第7条第1項)。            | 職権探知主義(家審規第137条の2)。             | 職権探知主義(民調規第12条第1項)。   | 非訟事件手続法の適用。        |

|    | 民事訴訟             | 人事訴訟   | 非訟事件第1編   | 借地非訟   | 労働審判  | 家事審判  | 家事調停  | 民事調停  | 会社非訟  |                                   |
|----|------------------|--|---|--|---|---|---|---|---|-----------------------------------|
| 28 | 必要の審問と審問立会権      | 必要の口頭弁論(民訴法第87条第1項)。立会権あり。   | 民事訴訟法の適用。附帯処分等に関し、裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴く場合には、他の当事者に立会権あり。ただし、立会いにより事実調査に支障を生ずるおそれがあると認められる場合に例外あり(人訴法第33条第4項)。 | 規定なし。  | 必要の審問。当事者の立会権あり(借地借家法第45条)。                                   | 必要の審問。立会権あり(労審法第14条)  | 一般的規定なし。立会権なし。必要の陳述聴取の個別規定あり(例えば家審規第25条)。                     |   |   | 一般的規定なし。必要の陳述聴取の個別規定あり(会社法第870条)。 |
| 29 | 事実の調査(探知)の告知     |  | 特に必要がないと認める場合を除き、事実の調査をした旨を当事者に告知(人訴規第24条)。   | 規定なし。  | 特に必要がないと認める場合を除き、事実の探知をした旨を当事者に告知(借地非訟規第26条)。                 | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。                             |
| 30 | 手続の分離・併合         | 口頭弁論の分離、併合、又はその取消し可(民訴法第152条第1項)。  | 民事訴訟法の適用(なお、人訴法第8条第2項、第17条第3項参照)。   | 規定なし。  | 手続の分離、併合、その取消し可(借地非訟規第11条)。                                   | 手続の分離、併合、その取消し可。なお、併合に当たっては当事者の意見聴取が必要(労審規第23条)。                  | 遺産分割の審判手続と寄与分を定める審判手続等につき必要の併合の個別規定あり(家審規第103条の3、第119条の4第2項)。 | 遺産分割の調停手続と寄与分を定める調停手続につき必要の併合の個別規定あり(家審規第137条の5、第103条の3)。 | 規定なし。   | 必要の併合の個別規定あり(会社法第877条)。           |
| 31 | 関連する手続が進行する場合の中止 | 同一の事件について、労働審判、家事調停、民事調停の申立てがあったとき等は、訴訟手続の中止可(労審法第27条、家審規第130条、民調規第5条)。  | 同一の事件について、家事調停、民事調停の申立てがあったとき等は、訴訟手続の中止可(家審規第130条、民調規第5条)。  | 規定なし。  | 借地権の目的の土地の権利関係について訴訟又は民事調停事件等が係属するときは、借地非訟手続の中止可(借地非訟規第12条)。  | 規定なし。   | 審判手続中の事件について、調停の申立てがあったとき又は調停に付されたときは、家事審判手続の中止可(家審規第20条)。    | 規定なし。   | 規定なし。   | 一般的規定なし。                          |
| 32 | テレビ会議・電話会議       | 弁論準備手続、書面による準備手続、進行協議期日につきテレビ会議、電話会議可(民訴法第170条第3項、176条第3項、民訴規第96条)。証人尋問、当事者尋問及び鑑定人質問につきテレビ会議可(民訴法第204、210条、第215条の3)。 | 民事訴訟法の適用。ただし、弁論準備期日における電話会議又はテレビ会議による和解・認諾不可(人訴法第37条第3項)。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。                             |
| 33 | 審理の終結            | 規定あり(民訴法第153条、第243条等参照)。   | 民事訴訟法の適用。   | 規定なし。  | 審理を終結するときは、審問期日において宣言(借地借家法第47条)。                             | 審理を終結するときは、労働審判の期日において宣言(労審法第19条)。                                | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。                             |
| 34 | 裁判日              | 判決は口頭弁論終結の日から2月以内(民訴法第251条)。   | 民事訴訟法の適用。   | 規定なし。  | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。   |   |   | 規定なし。                             |
| 35 | 調書の作成            | 期日ごとに調書作成が必要(民訴法第160条第1項、民訴規第78条、第88条第4項)。   | 民事訴訟法の適用。事実の調査につき要旨を記録上明らかにすることが必要(人訴規第23条)。  | 証人又は鑑定人の尋問につき調書作成が必要。その他の審問については必要と認める場合に限り調書を作成。(非訟法第14条) | 審問、証拠調べ及び和解につき調書作成が必要。事実の探知につきその要旨を記録上明らかにすることが必要。(借地非訟規第14条) | 労働審判手続の期日につき経過の要領を記録上明らかにすることが必要。労働審判官が命じた場合には調書作成。(労審規第25条第1、2項) | 手続につき調書作成が必要。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは作成不要。(家審規第10条)          | 手続につき調書作成が必要。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは作成不要。(家審規第10条)      | 手続につき調書作成が必要。ただし、調停主任においてその必要がないと認めて許可したときは作成不要。(民調規第11条) | 非訟事件手続法の適用。個別規定あり(会社非訟規第8、14条)。   |

|    | 民事訴訟                              | 人事訴訟  | 非訟事件第1編                                     | 借地非訟   | 労働審判   | 家事審判  | 家事調停   | 民事調停                   | 会社非訟  |
|----|-----------------------------------|---|---|--|--|---|--|------------------------|---|
| 36 | 終局裁判の理由の記載<br>理由の記載が必要(民訴法第253条)。 | 民事訴訟法の適用。   | 抗告審の裁判につき理由の記載が必要(非訟法第23条)。                 | 理由の記載が必要(借地非訟規第33条第1項)。                              | 理由の要旨の記載が必要(労審法第20条第3項)。   | 原則として理由の要旨の記載が必要。ただし、即時抗告ができない審判については不要。抗告審の裁判につき非訟事件手続法の準用(家審法第7条)。    |  |                        | 原則として理由の記載が必要。ただし、報酬額の決定及び不服申立てができない裁判については不要(会社法第871条)。特別清算については即時抗告ができる裁判について原則として理由の記載が必要(会社法第882条)。抗告審の裁判につき非訟事件手続法の適用。 |
| 37 | 和解・調停による手続終了                      | 和解(民訴法第267条)及び調停(民調法第20条)。  | 和解(離婚の訴え及び離縁の訴え, 人訴法第37, 44条)及び調停(家審法第19条)。 | 規定なし。  | 和解及び調停(民事訴訟法及び民事調停法の準用(借地借家法第52条))。                              | 調停(労審法第1条)  | 調停(家審法第11条)。   |                        | 規定なし。   |
| 38 | 受諾書面による和解・調停                      | 可(民訴法第264条)。  | 不可(人訴法第37条第2項, 第44条)。                       | 規定なし。  | 民事訴訟法の準用(借地借家法第52条)。   | 規定なし。   |  | 遺産分割調停につき可(家審法第21条の2)。 | 規定なし。なお, 特定調停については規定あり(特調法第16条)。  |
| 39 | 裁判の告知の方法                          | 判決については言渡しによる(民訴法第250条)。なお, 送達を要する旨の規定が別途あり(民訴法第255条)。決定については相当と認める方法による告知(民訴法第119条)」   | 民事訴訟法の適用。                                   | 相当と認める方法による(非訟法第18条第2項)。                             | 決定書の正本を当事者に送達する方法による(借地非訟規第33条第2項)。                              | 原則として, 審判書を当事者に送達する方法による。ただし, 相当と認めるときは, 期日における口頭による告知可(労審法第20条第4, 6項)。 | 非訟事件手続法の準用(家審法第7条)。                                    |                        | 非訟事件手続法の適用。特別清算について, 送達によるべき旨の個別規定あり(会社法第890条第1項, 第897条第2項, 第898条第4項, 第899条第4項等)。   |
| 40 | 裁判の効力発生, 不服申立ての執行停止効              | 判決については, 確定時に既判力等発生(民訴法第116条等)。なお, 仮執行宣言(民訴法第259条, 310条等)及び執行停止制度(民訴法第403条)あり。決定については, 告知により効力発生(民訴法第116条)。即時抗告に限り, 執行停止効あり(民訴法第334条第1項)。 | 民事訴訟法の適用。                                   | 告知により効力発生(非訟法第18条第1項)。抗告は特に定めた場合を除き執行停止効なし(非訟法第21条)。 | 非訟事件手続法の準用(借地借家法第42条)。ただし, 即時抗告ができる裁判は, 確定により効力発生(借地借家法第48条第2項)。 | 送達による告知の場合は送達時, 口頭による告知の場合は告知時(労審法第20条第4, 6項)。                          | 原則として, 告知により効力発生。ただし, 即時抗告ができる審判は, 確定により効力発生。(家審法第13条) |                        | 非訟事件手続法の適用。効力発生時期につき個別規定あり(会社法第890条第2項)。即時抗告については原則として執行停止効につきあり(会社法第873条, 第884条第2項等)。                                      |
| 41 | 再審                                | 規定あり(民訴法第338条以下)。   | 民事訴訟法の適用。                                   | 民事訴訟法の準用(非訟法第25条)。                                   | 非訟事件手続法の準用(借地借家法第42条第1項)。  | 非訟事件手続法の準用(労審法第29条)。  | 非訟事件手続法の準用(家審法第7条)。                                    |                        | 非訟事件手続法の適用。   |

|    | 民事訴訟                                | 人事訴訟  | 非訟事件第1編   | 借地非訟   | 労働審判  | 家事審判   | 家事調停  | 民事調停  | 会社非訟   |                                     |
|----|-------------------------------------|---|---|--|---|--|---|---|--|-------------------------------------|
| 42 | 費用の国庫立替え                            | 規定なし。   | 規定なし。   | 職権による事実の探知、証拠調べ、呼出、告知その他必要な処分の費用につき国庫立替え（非訟法第32条）。 | 規定なし（非訟法の準用除外（借地借家法第42条第1項））。                               | 規定なし（非訟法の準用除外（労審法第29条））。   | 事実の調査、証拠調べ、呼出、告知その他必要な処分の費用につき国庫立替え。ただし、家庭裁判所は、当事者に予納させることも可。（家審規第11条第1項） | 事実の調査、証拠調べ、呼出、告知その他必要な処分の費用につき国庫立替え。ただし、家庭裁判所は、当事者に予納させることも可。（家審規第11条第1項） | 事実の調査、証拠調べ、呼出、告知その他必要な処分の費用につき国庫立替え。ただし、調停委員会は、当事者に予納させることも可。（民調規第15条） | 非訟事件手続法の適用。                         |
| 43 | 終局裁判の際の手続費用の負担の準則                   | 敗訴者負担の原則（民訴法第61条）   | 民事訴訟法の適用。検察官を当事者とする場合につき特則あり（人訴法第16条）。                | 申立人負担の原則。検察官、法務大臣による申立ての場合には国庫負担。（非訟法第26条）         | 非訟事件手続法の準用（借地借家法第42条第1項）。                                   | 非訟事件手続法の準用（労審法第29条）。   | 非訟事件手続法の準用（家審法第7条）。   |   |  | 非訟事件手続法の適用。                         |
| 44 | 手続費用負担の裁判・費用額確定方法                   | 費用負担の裁判は必要的（民訴法第67条第1項）。費用額確定手続あり（民訴法第71条）。                                   | 民事訴訟法の適用。   | 必要と認めるときは、その額を確定して事件の裁判と共に費用負担の裁判をする（非訟法第27条）。     | 非訟事件手続法の準用（借地借家法第42条第1項）。                                   | 非訟事件手続法の準用（労審法第29条）。   | 非訟事件手続法の準用（家審法第7条）。   |   |  | 非訟事件手続法の適用。                         |
| 45 | 和解・調停の場合の費用負担・費用額の確定手続              | 特別の定めをしなかったときは、各自負担。負担のみを定め、額を定めなかったときは、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める（民訴法第68、72条）。 | 民事訴訟法の適用。   |  | 規定なし。   | 費用負担の定めがないときは各自負担（労審法第18条）。  |   | 費用負担の定めがないときは各自負担（家審規第138条の3）。  | 費用負担の定めがないときは各自負担（民調規第22条）。  |                                     |
| 46 | 手続が、裁判又は和解（調停）によらないで終了した場合の手続費用の取扱い | 申立てにより、第一審裁判所が訴訟費用の負担を命じ、裁判所書記官が負担の額を定める（民訴法第73条第1項）。                         | 民事訴訟法の適用。   | 規定なし。  | 一般的規定なし。ただし、借地権設定者の優先譲渡の申立てがされた場合について民事訴訟法の準用あり（借地借家法第54条）。 | 裁判所は、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件に関する手続の費用の負担を命ずる決定をする（労審法第25条）。 | 規定なし。   | 規定なし。   | 規定なし。  | 規定なし。                               |
| 47 | 記録の閲覧謄写                             | 閲覧は原則何人も可。謄写等は、当事者、利害関係人につき原則可（民訴法第91条、92条）。                                  | 民事訴訟法の適用。事実の調査部分につき当事者は原則可。利害関係人は相当と認めるときに可。（人訴法第35条） | 規定なし。  | 当事者、利害関係人は原則可（借地借家法第53条）。                                   | 当事者、利害関係人は原則可（労審法第26条）。  | 事件の関係人につき相当と認めるときに可（家審規第12条第1項）。  | 事件の関係人につき相当と認めるときに可（家審規第12条第1項）。  | 当事者、利害関係人は原則可（民調規第23条）。  | 一般規定なし。特別清算につき個別規定あり（会社法第886、887条）。 |